訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示

一般社団法人 岩国市医師会 訪問看護ステーション むろの樹

【 訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示 】

2024年の診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーション「むろの樹」では、中四国厚生局長に届け出た訪問看護ステーション看護師等(准看護師を除く)が、オンライン資格確認により、ご利用者の診療情報や薬剤情報を取得した上で指定の訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これに伴いまして、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算させていただきます。

令和 6 年 10 月 1 日より算定 訪問看護医療 DX 情報活用加算 ¥50/月

これに関する施設基準は以下の通りになります。

- 1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン申請を行っていること。
- 2. マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること。
- 3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報 を取得し、及び活用して訪問活動を行うことで、当訪問看護ステーションの見やすい 場所に掲示していること。
- 4. 3.の掲示事項についてウェブサイトに掲示していること。

2024年10月

訪問看護ステーション むろの樹